

鎌倉市公私連携型保育所等整備運営事業者募集にかかる質問に対する回答

事業概要について(募集要領 P2～P3)		
1	募集要領 P2 に記載の「第二大船子育て支援センター（仮称）」について、現在小坂子ども会館内で運営されている「大船子育て支援センター」は本事業の開設後も存続する想定でしょうか。既存施設との役割分担・連携の考え方についてご教示ください。	現在運営している「大船子育て支援センター」（鎌倉市大船 2135）については、令和 8 年(2026 年)10 月 8 日現在、運営を継続する予定です。新たに開設運営する子育て支援センターにおいては、子育て支援センター間にて、イベント等の情報を共有把握するなどし、利用者が幅広く活用できるよう配慮した運営をお願いします。
2	住民説明会の実施主体について 住民説明等の実施にあたり、鎌倉市様が主体（当法人との共同実施含む）となって執り行うことでよいでしょうか。	地域住民等から説明会の開催の要望があった場合は、整備運営事業者が自らの責任において、誠実に対応するようお願いいたします。 保育所の運営に係ることから、鎌倉市は主体とはならず、また出席等も予定していません。（募集要領 3 (1) 表「地域住民等への説明」）
3	地域子育て支援拠点事業の開設時期について、保育所の開設時期とずらして記載されている意図をお示しください。また、事業者側の提案により、保育所と同時(4 月)の開設や、5 月・6 月開設等を選択することは可能でしょうか。	令和 11 年(2029 年) 4 月 1 日の保育所開設を確実に実施し、円滑な事業開始を図るため、募集要領では地域子育て支援拠点施設の開設時期を分けて設定しています。事業者の提案により、保育所と同時期の開設等は可能です。
4	地域子育て支援拠点施設の開設が保育所から 3 か月遅れの令和 11 年 7 月 1 日となっています。3 か月遅れの理由をお示しください。	
整備運営事業者が運営する事業及び条件等(募集要領 P5)		
5	延長保育事業について、開所時間（月～金）AM7:00～PM7:00 とした場合(募集要領細則 P1)、標準保育時間は AM7:00～PM6:00、延長保育時間の設定を PM6:00～7:00 の 1 時間で大丈夫でしょうか。（細則 P2 保育標準時間の例では、現大船保育園の延長保育事業の運用と異なりますのでお伺いしています。）	AM7:00～PM7:00 を開所時間とした場合、そのとおりです。
6	募集要領 6 (1) ウ「保育情報の提供、相談および助言」について、要領内で抜き出して記載されている理由をお示しください。法令等で定められている基準以上に、鎌倉市として独自に求めている役割等があるのでしょうか。	併設される地域子育て支援拠点事業にて類似する業務が実施されますが、保育所の機能として不可欠であることを示すために記載しています。 鎌倉市独自の基準等はありません。
7	乳児等通園支援事業について、募集要領細則では「原則、一般型(独立専用室)」とされています。 併設する地域子育て支援拠点施設側に専用スペースを設け、認可園内の事業ではなく、地域子育て支援事業の中に入れ込む形で実施することは可能でしょうか。	乳児等通園支援事業について、原則として『一般型（独立専用室）』としていますが、利用定員や施設整備上の合理性等を考慮し『余裕活用型』や地域子育て支援事業の中で実施する提案も妨げるものではありません。具体的な実施形態については、選定後に市と協議のうえ決定します。 なお、現在の大船保育園の 0～2 歳児クラスには定員の空きがないことを踏まえると、現時点では、余裕活用型で実施することは難しいものと考えています。
8	乳児等通園支援制度(こども誰でも通園制度)の実施にあたり、余裕活用型での実施としてもよろしいでしょうか。	
9	医療的ケア児の受入れ事業について、保育園園児をケアする看護師以外に医療的ケア児対応看護師を置く必要がありますか？(保育園看護師の兼務は可能か)	

		入れ児童数及びケアの時間帯等によっては、専任の看護師の配置を求める場合があります。
10	医療的ケア児の受入れ事業について、受入れ人数の条件はありますか。	年度ごとに受入れを希望する児童数や、児童ごとの医療的ケアの内容・頻度等が異なるため、一律の条件はありません。 実際の受入れに当たっては、看護職員等の配置、保育室の面積、設備、緊急時対応及び主治医等との連携体制を踏まえ、安全に受け入れられる人数を個別に協議させていただきます。
11	児童発達支援事業を、事業者からの事業提案することは可能ですか。	保育所等の運営に支障がない場合、整備運営事業者が行う自主事業としてご提案をいただき実施することが可能です(募集要領 6 (1) カ)

大船保育園の移管事業(募集要領 P6～P7)

12	大船保育園における、年間行事、保育計画、保護者アンケート、第三者評価、苦情・要望、地域連携実績等を提案策定の参考とさせて頂きたく、提供可能な資料をお示しください。	第三者評価の結果については、独立行政法人 福祉医療機構が運営する「WAM NET」をご参照ください。 行事や地域子育て支援については、鎌倉市ホームページをご参照ください。
13	大船保育園からの保育の引継ぎについて、引継ぎの期間及び引継ぎ期間中の職員配置(法人が配置する職員の人数・職種等)について、市が想定する目安をお示しください。また、引継ぎ期間中に法人が配置する職員の人件費について、市による費用負担の有無を含め、考え方を示してください。	令和 10 年(2028 年) 4 月 1 日から令和 11 年(2029 年) 3 月 31 日までの間に実施します。詳細な期間、配置人数や資格等については、整備運営事業者と協議のうえ決定します。なお、引継ぎ保育に必要な経費については市の予算の範囲内で別途業務委託契約を締結しお支払いする予定です。(募集要領 7 (1))
14	引継ぎ保育について、必要な人員確保とありますが、人数や資格(施設長、主任、栄養士など)他の要件が決まっていれば教えてください。	
15	募集要領 7 (2) 小規模保育事業所との連携について、事業者として採択される前に、事前協議など対応しておくべき事項はありますか。	現時点で想定されることはありません。よって、事前協議は不要です。(募集要領 7 (2))
16	三者協議会の設置期間は予め決まっていますか。	未定です。(募集要領 7 (3))
17	大船保育園の既存職員の意向調査時期について 現在在籍されている職員様が新施設へ移行するにあたり、異動の希望や意向の確認はいつ頃のタイミングで実施される予定でしょうか。	時期は未定です。(募集要領 7 (5))
18	現大船保育園の会計年度任用職員が継続雇用を希望する場合、希望者リストを鎌倉市よりいただけるという認識でよいでしょうか。	希望者については整備運営事業者と相談ができるように調整する予定ですが方法は未定です。時期は未定です。(募集要領 7 (5))

整備運営事業者が整備する施設の条件等(P7～P9)

19	事業計画地の測量が未実施とのことですが、今後の測量に伴う費用は事業者(当法人)側の負担となるのでしょうか。	整備運営に当たって、整備運営事業者が自ら測量等の実施をお願いします。 市からの資料提供の予定はなく、整備運営事業者の負担を想定してください。
20	測量の情報(境界位置、レベル、設備桝等)を CAD データ等で提供いただけるのでしょうか。応募書類提出までに測量図がない場合、提出する事業計画が測量データ入手後に計画に影響があることが判明した場合、事業計画の修正は可能でしょうか。	整備運営に当たって、整備運営事業者が自ら測量等の実施をお願いします。 測量結果により、応募時の事業提案内容を一部変更する必要が生じた場合は、変更内容及び変更理由を示し、市と協議してください。なお、測量費及び変更に伴う費用は、事業者の負担とします。

21	敷地図を提供してください。	資料がなく、提供できません。
22	地盤情報を提供してください。	
23	地歴を提供してください。	
24	正確な当該敷地の地積求積図等ございましたら CAD データ等配布いただく事は可能でしょうか？併せて、各筆毎の地目、地積が分かる資料についても同様に配布いただくことは可能でしょうか。	
25	募集要領 8 前文に「事業計画地は整備に際し、開発行為が必要となります。」との記載がありますが、具体的に、計画地のどの部分が開発行為にあたるのか、お示してください。	「開発行為」は、都市計画法(昭和 43 年 6 月 15 日号外法律第 100 号)第 4 条第 12 項の定義を指し、具体的には、事業者が自らの責任において、事業計画地における土地利用計画について、鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例(平成 14 年 9 月条例第 5 号)その他の関係法令に基づく必要な手続を行うこととなります。 関係法令等の解釈や、ご検討をいただいている内容が関係法令等に適合しているかは、事業者自らのご確認をお願いします。
26	募集要領 P8「鎌倉市関係条例等については、必ず事前に鎌倉市関係部署に相談し、その指示に従うこと」のうち、「事前」の相談を行う具体的なタイミング(応募前、採択後、設計着手前など)はいつですか。	整備運営事業者としての選定後、事業提案を基に計画を進めていくなかで、鎌倉市関係部署等相談いただくことを想定しています。 事業提案書の提出前に事前相談をすることを妨げるものではありません。
27	建物の階数及び高さについて、第 3 種高度地区の制限のほか、鎌倉市まちづくり条例、鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例等に基づき、近隣への日影、窓の位置、目隠し等に関して市が想定する指導の内容があればお示してください。	現時点でお示しできる鎌倉市からの指導はありません。近隣への環境面に配慮した計画とすることをお願いします。 関係法令等の解釈や、ご検討をいただいている内容が関係法令等に適合しているかは、事業者ご自身でご確認をお願いします。
28	建物の建築について、雨水、汚水、雑排水の放流先と方法をお知らせください。	汚水等については、鎌倉市下水道に接続を想定しています。 雨水については、鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例(平成 14 年 9 月条例第 5 号)第 48 条の規定によるものとなり、事業者において鎌倉市道路河川管理課と協議してください。
29	建物の建築について、開発行為に伴う雨水貯留槽の設置指示がありますか。	現時点では、雨水貯留槽の設置を必須とすることは想定していません。ただし、具体的な土地利用計画、造成計画及び排水計画の内容によっては、関係条例等に基づき必要な雨水流出抑制施設の設置が求められる場合がありますので、事業者において鎌倉市道路河川管理課と協議してください。
30	保育室等の児童が利用する部屋を 2 階までに配置し、3 階を事務室・休憩室等の職員のみが利用する部屋とする 3 階建ての建物とする場合、エレベーターの設置は必要でしょうか。バリアフリーに関する法令・条例上の取扱いを含	鎌倉市独自のエレベーター設置基準はありませんが、一方、多様な児童及び利用者の受入れやバリアフリーの観点から、設置を基本とした計画をお願いします。 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例

	め、市の考え方をお示してください。	(平成7年3月条例第5号)を含む関係法令等に則り、利用者配慮した施設をお願いします。関係法令等の解釈や、ご検討をいただいている内容が関係法令等に適合しているかは、事業者ご自身でご確認をお願いします。
31	保育所の避難路について、鎌倉市における2方向避難に関する見解をお示してください。(東京都では公道2接道が義務付けられています。)	鎌倉市としては、公道への2方向接道の有無のみをもって一律に判断するのではなく、児童の安全確保を最優先に、施設の立地や建物の構造、避難経路の幅員・形状、接道の状況等を踏まえ、火災その他の非常時に実効性のある2方向の避難経路が確保されているかを確認することを想定しています。 なお、最終的な認可の可否および2方向避難の取扱いについては、計画図面等を提示のうえ、神奈川県と事前に協議・確認が必要となります。 ※本回答は鎌倉市としての基本的な考え方を示すものであり、個別の施設計画に対する認可の可否を示すものではありません。
32	建物の建築について、開発行為の緑化規定による緑化面積確保として、1階の屋外遊技場を芝張りとして緑化面積に加算を希望します。可能でしょうか。	鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例(平成14年9月条例第5号)に基づく緑化については、緑化率 2/10 以上、接道緑化率 6/10 以上、植栽数の規定にかかります。 (https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/midori/kaihatsu.html) 地上面(一階床面)の天然芝は緑化率に含まれます。屋上の屋外遊戯場は天然芝であっても緑化面積に含まれません。
33	事業計画地内の電柱について、具体的な設置位置をご教示ください。また、当該電柱の移設は必須要件となりますか。	資料がなく、提供できません。 鎌倉市として、移設は必須ではありません。
34	敷地内のガラ、仮設のフェンス等について、資金計画を作成する際にどのように扱えばよろしいでしょうか。	撤去費用を見込んでの作成をお願いします。
35	近隣への目線等の配慮の為に、既存境界フェンス(仮設フェンスではない)をブラインドタイプへの更新は可能でしょうか。	鎌倉市としては可能です。(募集要領8)
36	事業計画地内の隣地境界のフェンスについて、「どこに」「誰が設置した」「どのような仕様の」フェンスがあるのか、図面等でお示してください。また、鎌倉市が設置したものである場合、仕様書を提供してください。	鎌倉市が設置したものですが、資料がなく、提供できません。
37	地中障害がでた場合はどのように対処すればよろしいでしょうか。	整備運営事業者の負担により撤去を行うものとします。(募集要領8)
38	埋設物や地中障害物が発見された場合の撤去は事業者の負担で行うと記載されています。想定を大幅に超える埋設物や土壌汚染等が発見された場合、撤去費用の負担割合に関する協議や、それに伴うスケジュールの見直しは可能でしょうか。	原則として、募集要領に記載のとおり整備運営事業者の負担とします。想定を超える事象が発生した場合の費用負担及びスケジュールについては、発生した事実及び影響を確認したうえで、必要に応じて協議します。ただし、現時点で市の負担や変更を確約するものではありません。
39	乳児室は 1.65 m ² /人以上でよいですか。	乳児室については、児童1人当たり 1.65 m ² 以上を確保することで差し支えありませんが、ほふ

		く室を兼ねる場合は、1人当たり 3.3 m ² 以上確保してください。
40	乳児等通園支援事業の専用室や一時預かり事業の保育室の面積は任意で設定して問題ないでしょうか。	各事業に係る国の基準及び鎌倉市の条例・実施要綱等に基づき、利用児童の年齢、人数及び同時利用数に応じた面積を確保してください。
41	本事業において実施する一時預かり事業、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）及び医療的ケア児の受入れについて、それぞれ保育所の保育室とは別に専用の部屋（区画）を設ける必要がありますか。保育室との兼用、又はこれらの事業相互間での兼用が認められる場合は、その範囲をお示しください。	本事業において実施する一時預かり事業、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）及び医療的ケア児の受入れについて、必ずしもそれぞれに保育所の保育室とは別の専用の部屋を設けることを一律に求めているものではありません。 通常保育の実施に支障が生じないこと及び各事業の実施基準又は認可基準に適合していることを前提として、利用する子どもの年齢、人数、発達状況及び医療的ケアの内容等に応じ、適切な部屋（区画）を設けてください。
42	医療的ケア児の受入れ事業について、専用スペースを設ける必要がありますか？ある場合、どのくらいにスペースを確保する必要がありますか？（受入れ人数にもよる）	必ずしも、医療的ケア児専用の部屋を一律に設ける必要はありませんが、医療的ケアの内容・頻度は児童によって異なります。医療的ケアを安全かつ衛生的に実施できる場所として、児童の見守り、プライバシー及び緊急時の対応ができる場所を確保してください。
43	医療的ケア児に関する「必要スペース」とは、具体的にどのような環境・広さを指すのでしょうか。また、医務室との兼用としても問題ないでしょうか。	医療的ケアを安全・衛生的・継続的に行うための場所を指していますが、児童ごとに医療的ケアの内容・頻度等が異なるため、一律の条件はなく、運営面を考慮の上で検討してください。医療的ケア児用のスペースを医務室と兼ねることに問題はありません。
44	募集要領 8 (1)「十分な広さの屋外遊戯場」について、市として想定されている必要面積及び、屋上等を利用した屋外遊戯場の取扱いについてお示しください。	鎌倉市の独自の数値基準はありません。 「神奈川県 保育所認可等の手引き～新設編～」を含む関係法令等の解釈や、ご検討の内容が関係法令等に適合しているかという点については、事業者ご自身でご確認をお願いします。
45	地域子育て支援拠点施設を保育所と一体の建物として整備する場合、拠点施設の独立性についての考え方をお示しください。具体的には、①出入口を保育所と別に設ける必要があるか、②トイレ、手洗い等の水回り設備を拠点施設単独で設ける必要があるか、③駐車場及び駐輪場を保育所と兼用することは可能か（兼用が可能な場合、(3)の5台以上に含めてよい）について、お示しください。	①出入口について、地域子育て支援拠点施設は不特定多数の来所者が予想されます。地域子育て支援拠点や保育園の運営管理的な側面や防犯上の観点、人の動線等を総合的に判断してください。なお、経費は按分となります。 ②トイレ等、保育所との兼用は可能です。ただし、①と同様に、かつ保護者も含めた利用者の動線や利便性、施設の維持管理的な側面も配慮してください。 ③送迎用等駐車場5台以上の確保（募集要領 8 (3)）の中に、地域子育て支援拠点施設の利用者分を含めることは可能です。
46	地域子育て支援拠点施設を2階又は3階に設置する事は可能でしょうか。	可能です。
47	地域子育て支援拠点事業の施設について（募集要領 8 (2) ア）、120～150 m ² に相談室、授乳室、トイレ、スタッフスペース等を含めることはできますか。保育所との共用部分を設けた場合、それは算入できますでしょうか。	相談室、授乳室等、地域子育て支援拠点に必要な部屋等を含んだ面積です。また、保育園との共用部分については、その内容により取扱いは異なることから、一律にはお答えできません。

48	地域子育て支援拠点事業の施設整備について(募集要領8(2)イ)、授乳室、ベビーベッド、流し台の設置要件について、国の基準以外に鎌倉市として求めている独自の要件や配置基準等がございましたらお示してください。	国の基準以外に求める独自の要件はありません。募集要領に記載した設備のとおりです。
49	地域子育て支援拠点事業について(募集要領8(2)イ)の各種設備は、保育所の設備とは別に専用のものを設置する必要がありますでしょうか。あるいは、保育所との兼用とすることも認められますでしょうか。	保育所との兼用は可能です。ただし、保護者も含めた利用者の動線や利便性、施設の維持管理的な側面に配慮してください。
50	事業計画地及び施設整備のうち、駐車場について、募集要領8(3)では事業計画地内に5台以上(うち車椅子使用者駐車区画1台・幅350cm以上)を確保することとされています。この5台には、保護者の送迎用のほか、職員用や関連業者用の駐車区画を含むものと理解してよいでしょうか。市として想定される送迎用駐車区画の台数の考え方があればお示してください。また、敷地内に5台を超える台数を確保することが困難な場合に、近隣の民間駐車場を賃借して職員用等に充てることは差し支えないでしょうか。	事業計画地内に確保する5台以上は、保護者等の送迎用駐車場を想定しています。地域子育て支援拠点施設の利用者用駐車区画を含めることは可能ですが、職員の通勤用駐車場を含めることはできません。送迎用として敷地内に5台を超える駐車区画を確保した場合、追加的な職員用又は関連事業者用の駐車場として、近隣の民間駐車場を利用することは差し支えありません。
51	事業計画地について、鎌倉市がこれまで開発関係部署・JR 東日本等と行った事前相談・確認事項について、ご開示ください。	資料がなく、提供できません。
52	事業計画地の線路側に新設土留め設置の場合、土留め位置が敷地内ですかJR側ですか。	事業者において、東日本旅客鉄道株式会社横浜支社へのご確認又はご協議をお願いします。
53	事業計画地の隣地北側は線路側土留めがJR側にも見えますが、それにより工事範囲に影響しますか。	
54	事業計画地の南西側の隣地は線路敷地でしょうか。	
55	敷地内の雑草は、鎌倉市で定期的に伐採いただけるのでしょうか。	実施の予定はありません。
56	地域子育て支援拠点施設は「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」のどの用途にあたりますでしょうか。	地域子育て支援拠点施設は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第6項に規定されているものであり、神奈川県児童福祉施設の整備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年1月条例第5号)に該当する条項はありません。 地域子育て支援拠点施設の設備及び運営については、国の定める地域子育て支援拠点事業実施要綱及び募集要領に定める事項をもとにご検討ください。
土地及び建物の取扱(募集要領P9～P10)		
57	事業期間(定期借家契約)および更新可能性について、募集条件に「30年の定期借家契約」と記載されていますが、30年の期間満了後に契約更新や再契約を行わず、そのまま返還となる可能性が高いのでしょうか。(※事業規模を鑑み30年以上の長期的な事業運営を視野に入れたと考えています。)	期間満了後の更新については別途協議することとしています。(募集要領4(1))

58	土地の貸付について、募集要領 10(1)イに運営期間の前後(建設工事や解体工事)を含めた契約となる旨記載があります。前後期間の貸付料も募集要領 10(1)ウの考え方で理解してよいでしょうか。	そのとおりです。
59	募集要領 10(1)オ 契約不適合の免責について、「契約締結後、貸付物件について、整備運営事業者が業務を履行するに当たり支障となる事項があることが判明しても(免責される)」という記載について、万が一、事業運営が著しく困難となるような重大な瑕疵等が判明した場合においても、例外なく全て市は免責されるのでしょうか。	原則として、募集要領に記載のとおりです。想定を超える事象が発生した場合の費用負担及びスケジュールについては、発生した事実及び影響を確認したうえで、必要に応じて協議します。ただし、現時点で市の負担や変更を確約するものではありません。
60	建物の構造について、募集要領では「堅固な建物」とされていますが、木造(建築基準法及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に適合する耐火建築物又は準耐火建築物とするもの)による整備は「堅固な建物」に該当するものとして認められますか。	募集要領 10 土地及び建物の取扱(2)建物において、建築基準法等に定義がない地方自治法の表現を引用し誤認を招いたため、募集要領の表現を改めました。 運営開始後 30 年間にわたり、安定的かつ安全に維持管理及び運営を行うことができる状態を、整備運営事業者の責任及び負担において、確保するようお願いします。
61	建物の構造について、昨今の物価高や働き方改革による工期長期化の調整・金利高などを踏まえると構造計画が事業計画上の大きなウェイトを占めます。園舎を地方自治法の政令で定める「堅固な建物」とするとき、1 階を RC 造、2 階・3 階を木造とすることは可能でしょうか。全体を木造とすることは可能でしょうか。	
提出書類(募集要領 P14)		
62	提出書類(募集要領 18)について、建物に関するもの(配置図、平面図、立面図)がありませんが、提出の必要はありませんか？	事業提案書の「施設の整備についての考え方」を示すため、配置図、平面図、立面図のほか、概略図や概念図、イメージ図等を添付していただくことは可能です。 ただし、本公募における審査では、建築基準法や児童福祉施設の設備基準その他の関係法令への適合性を、提出された図面等に基づいて確認・判定することは想定していません。また、現段階でその適合性を審査することは困難です。 本公募では、具体的な設計図面そのものではなく、園舎の整備・運営に関する基本的な方針や、重視する事項、その優先順位等について提案していただくことを想定しています。そのため、配置図等の図面の提出は必須ではありません。
63	提出書類(募集要領 18)について建物に関するもの(配置図、平面図、立面図)が必要ない場合、建物の図面なしで、どのように実施事業を実現出来るのかを判断されるのですか？	
64	提出書類(募集要領 18)について建物に関するもの(配置図、平面図、立面図)が必要ない場合、実施事業の検証、採算検証等から図面を作成し、検討を進めますが、応募書類に図面を含んでも構いませんか？	
65	施設長・主任保育士の選定時期について 施設長及び主任保育士について経験要件等が示されていますが、応募時点で具体的な候補者を実名で確定しておく必要がありますでしょうか。また、確定が必要となる時期についても併せてご教示ください。	応募時点で実名を確定させ報告することまでを必須とはしませんが、要件(保育経験 10 年以上、役職経験 5 年以上等)を満たす具体的な候補者を想定した事業提案を期待しています。 運営開始日までの間に想定した候補者を変更する必要がある場合は、市との協議をお願いします。
66	応募時の園長候補者、主任候補者等について、応募時に園長候補者、主任候補者を確定する必要はない(選定後に協議で適任者を法人から選定する)という理解ですが、合っていますか？	

67	募集要領 17(5)ウにおいて、副本は「事業者名、代表者氏名、ロゴマーク、固有名詞等、応募者が特定できるような箇所は黒塗りにするなど、非開示の形で作成すること」とされています。副本について、正本を複写して該当箇所を黒塗りする方法のほか、正本の固有名詞を一般名詞に置き換えた別データを作成し、これを副本として提出する方法も可能でしょうか。	黒塗りにすることをお願いします(募集要領 17-(5)-ウ)。 副本は選考委員会委員が選考のために利用します。正本との差異が生じることを避けるため、お手数ですが、黒塗りでの提出をお願いします。
68	副本(10 部)の非開示化の範囲についてお示しください。定款、履歴事項全部証明書、決算関係書類、残高証明書、法人パンフレット、法人が運営している施設の一覧等は、法人が特定される記載を全て黒塗りすると内容の確認が困難となりますが、どの範囲までを黒塗りとするべきでしょうか。また、表紙、目次及びインデックスについても非開示化の対象となりますか。	副本の黒塗りは、事業者名、代表者氏名、ロゴマーク、固有名詞等をお願いします。これは、選考委員会委員が選考にあたって公平性を持って利用するためのものです。(募集要領 17-(5)-ウ) 例にあげられている決算関係書類等の情報は、副本に黒塗りがなされていなくても、法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報であり、情報の公開の予定はありません。(募集要領 21-(7)) 表紙、目次及びインデックスについては、非開示とする理由がないと考えています。
審査選定等(募集要領 P15)		
69	ヒアリング審査について、出席者数の上限をお示しください。	会場の広さの都合上、5 人を上限としてお願いします。
70	ヒアリング(12 月 7 日)について、法人からの参加人数は何人ですか？(募集要領 19(2))	
71	選考にかかるヒアリング審査について、事業者側の参加人数の上限等、指定はありますか。	
72	ヒアリング(12 月 7 日)について、参加者の資格、要件等がありますか？(例)園長候補者など(募集要領 19(2))	市からの指定等は特にありません。
73	協定締結(令和 9 年 3 月)から開設準備(令和 11 年 3 月)までの期間における、計画、設計、工事の公告・入札、建設工事等の大まかなスケジュールについて、補助金の協議・交付決定の手続きを含め、市が想定するイメージをお示しください。	募集要領 20 全体スケジュールのとおりです。 神奈川県に確認したところ、令和 9 年(2027 年)7 月の神奈川県児童福祉審議会に、神奈川県「保育所認可等の手引き～新設編～」による神奈川県との事前協議を踏めるため、同手引きによる提出資料を令和 9 年(2027 年)4 月中に作成・提出する必要があります。
募集要領細則		
74	地域子育て支援拠点事業について、週 5 日勤務する常勤職員を配置することとあります。勤務時間の要件(週 40h?30h?等)をお示しください。	常勤職員は、原則として週 5 日、開館時間である 9 時から 17 時までの勤務を想定しています。休憩時間の取扱い及び実労働時間については、労働関係法令及び法人の就業規則に基づき設定してください。
75	地域子育て支援拠点事業の職員の研修について、指定の研修はありますか。	国の定める「地域子育て支援拠点事業実施要綱」の「5 留意点」(2)及び(3)に記載されている内容を参考にしてください。
76	地域子育て支援拠点事業について、概ね 20 組の親子利用を想定した面積 120-150 m ² 確保とあります。職員は常時 2 名以上の要件ですが、具体的な人数は事業者側で任意で決めてよいでしょうか。	地域子育て支援拠点が実施する事業や時間等により、利用者の安全、利便性等へ配慮し、臨機応変に常時 2 名以上の職員配置をしてください。

補助金及び運営費(募集要領 P10～P11)		
77	収支計算のため、モデル定員での収入額(補助金額)を明示していただけますか。法定価格以外に加算等があるのであれば、収入金額全体をご教示ください。あわせてモデル定員での施設整備に関する補助金額も、投資資金計画をたてるためご教示ください。	収入額については、認可保育所の公定価格に基づく施設型給付費を基本としています。ただし、職員の経験年数、配置状況、児童の入所状況、各種加算の適用状況等により金額が変動するため一律の金額をお示しすることは困難です。
78	保育所の施設整備に係る補助金について、基準額、補助率、加算の対象となる項目及びその内容及び市の予算上の上限額の見込みをお示しください。施設の整備の資金計画書【様式4】を作成するに当たり、前提とすべき補助金額(定員80名の場合の想定額)の考え方をお示しただきたく存じます。	鎌倉市の助成制度についても、職員配置、実施状況、補助対象経費等の要件により助成額が変動することから、一律の金額をお示しすることは困難です。収支計算にあたっては、別紙の「主な補助金等一覧」をご確認のうえ、各制度の適用要件等を踏まえて算定してください。
79	保育所についての建設に関わる補助金について、現行制度を前提とした場合、想定されている補助率・基準額・上限額・対象経費をお示しください。	施設整備については、国の「就学前教育・保育施設整備交付金」の活用を予定しています。現時点では、①本体：144,200千円、②特殊付帯工事：10,910千円、③設計料加算：7,756千円、④開設準備費：1,200千円、⑤土地借料加算：16,000千円の合計額(180,066千円)に市補助額として90,032千円を加算した合計額(270,098千円)を補助上限額として見込んでいます。詳細な要件等については、同交付金の国の交付要綱等をご確認ください。 ※各種助成金は、制度上の要件を満たしたうえで、予算の範囲内において交付決定するものであり、現時点での交付を確約するものではありません。
80	保育所の施設整備関連について、施設整備費の具体的な金額をご教示ください。 (例)2.98億円	
81	保育所の施設整備関連について、要綱等あれば、ご提供頂きたい	
82	保育所の施設整備関連について、地域子育て支援拠点事業に対する施設整備費の増額がありますか？	保育所の施設整備費について、地域子育て支援施設の併設に伴う個別の加算制度はありません。地域子育て支援拠点施設の整備補助は「次世代育成支援対策交付金」等の対象となります。
83	保育所の運営に関して市が定めている補助金・扶助費等の交付要綱について、一覧をお示しただきたく存じます。募集要領11(1)では「従来の保育所運営に関する制度に変更又は特例はない」とされていますが、公定価格による施設型給付費のほかに、市が民間保育所に対して交付している補助(運営費補助、処遇改善に係る補助、給食費・保健衛生費に係る補助、研修費補助、事故防止・安全対策に係る補助等)があれば、その名称、対象及び単価をお示しください。	別紙の「主な補助金等一覧」をご確認ください。
84	保育所の運営関連について、国の公定価格以外で、神奈川県、鎌倉市が独自で補助をしている補助金をご教示ください。	
85	保育所の運営関連について、また、要綱等あれば、ご提供いただきたい。	

86	保育所の運営関連について、一時預かり事業、乳児等通園支援制度等の特別保育に関わる市の補助金はありますか？	
87	配慮が必要な児童の受入れに伴う保育士等の加配、及び医療的ケア児の受入れ（看護師常駐型）について、市独自の補助金又は委託料の制度の有無、対象及び単価をお示しください。	
88	保育士宿舍借り上げ支援事業について、市の実施要綱の内容をお示しください。具体的には、対象となる職員の範囲、採用後の年数等の制限、居住地に関する要件、補助の上限額（1戸当たりの月額）、法人が借り上げることができる戸数の上限、法人負担の割合、及び対象となる契約形態についてお示しください。当法人は東京都内において同種の制度を活用しており、要件が異なる場合は職員の採用及び配置の計画に影響するため、鎌倉市における取扱いをお示しいただきたく存じます。また、本事業が令和11年度以降も継続する見込みについて、現時点での考え方があればあわせてお示しください。	保育士宿舍借り上げ支援事業の対象は保育士です。法人ごとに戸数の制限はありません。制度の詳細は、別紙の「主な補助金等一覧」をご確認ください。 補助金の予算については単年度ごとに予算措置をしていることから、現時点で令和11年度以降の見込みについて公式にお答えすることは困難です。 ※各種助成金は、制度上の要件を満たしたうえで、予算の範囲内において交付決定されるものであり、現時点での補助金交付を確約するものではありません。
89	土地の貸付料は、公定価格上の賃借料加算の対象となりますか。対象とならない場合、運営費における市の措置を予定されているかお示しください。	土地の賃借料は加算の対象とはなりません。別途、市の予算措置もありません。
90	医療的ケア児の受入れ事業について、専任の場合、看護師採用、給与等への補助はありますか？	国（こども家庭庁）の保育対策総合支援事業費補助金の医療的ケア児等保育支援事業を活用予定です。
91	医療的ケア児受入れ事業に対する市の補助金がありますか？	
92	地域子育て支援拠点事業の運営関連について、市の補助金がありますか？	募集要領11(2)イのとおりです。
93	地域子育て支援拠点施設の整備費補助及び開設準備経費補助について、対象経費の範囲及び上限額をお示しください。また、保育所と拠点施設を一体の建物として整備する場合、補助対象経費の按分の方法（面積按分等）についての考え方をお示しください。	施設整備費についての上限額及び対象経費の範囲は、国の「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」の地域子育て支援拠点事業所に係る規定内容をご覧ください。 また、開設準備経費については、国の「重層的支援体制整備事業交付金交付要綱」の「地域子育て支援拠点事業に要した費用」の開設準備経費の規定をご覧ください。
94	地域子育て支援拠点施設についての建設に関わる補助金について、現行制度を前提とした場合、想定されている補助率・基準額・上限額・対象経費をお示しください。	なお、併設する保育所との按分方法は、面積按分が妥当と考えています。